

2023  
年度版

# 税金読本

投資家のための



新旧NISAを横断解説

税理士法人 柴原事務所

編著：大和総研

監修：税理士法人柴原事務所

日本法令®

## はしがき

新型コロナウイルス感染症が2023年5月8日から「5類感染症」に移行するなど、ようやく日常生活は平穏を取り戻しつつあるようです。これまで3年にわたる厳しい環境の中、多大なご協力を下さいました関係者の皆様、そして、何よりも、いつも応援いただいた読者の皆様に、執筆者一同、心から厚く御礼申し上げます。誠に有難うございました。

さて、本年も「2023年度版 税金読本」を無事に刊行することができました。本書「税金読本」は、個人投資家の方々が、株式、公社債、投資信託、デリバティブなどの証券投資・金融取引を行うときに発生する税金についてわかりやすく説明した解説書です。加えて、多くの方々に関わりのある所得税、住民税、相続税、贈与税の基本的な仕組みや、年金や不動産などに関わる税金についても解説しております。

執筆にあたっては、可能な限り最新の情報（原則として2023年5月31日時点）を反映するよう心掛けております。例えば、2023年度税制改正で盛り込まれたNISA制度の抜本的拡充・恒久化について現行制度との比較を踏まえて丁寧に解説しております。また、読者の皆様の関心が高い相続税制について、資産移転の時期の選択にかかわらず中立的な税制の整備を目的とした相続時精算課税制度の見直しや暦年課税における相続前贈与の持ち戻し期間延長などについても紹介しております。

2022年11月28日には、内閣官房に設置された新しい資本主義実現会議が「資産所得倍増プラン」を決定いたしました。この中で、NISAの抜本的拡充のほか、iDeCo制度の改革、中立的なアドバイス提供の仕組み、雇用者に対する資産形成の強化、金融経済教育の充実、国際金融センターの実現、顧客本位の業務運営の確保の7本柱の取組みを一体として推進する方針が示されています。私たちとしても、こうした政府の方針を大いに歓迎するとともに、安定的な資産形成に資するための税務に関する知識の普及という点から、微力ながらも貢献できれば、と願っております。

皆様に本書を常時手許においてご利用いただけるなら、執筆者一同、これに勝る喜びはありません。

2023年6月

株式会社 大和総研

# 2023年度税制改正で税金はこう変わる 1

1

## 1-1 2023年度税制改正

2

個人所得課税

2

資産課税

4

## 1-2 今後の税制改正の見通し

6

防衛財源の確保

6

私的年金の加入年齢の見直し

6

# 所得税・住民税の基礎知識 2

7

## 2-1 所得税・住民税の課税対象となる「所得」

8

所得税・住民税とは

8

■所得税とは

8

■住民税とは

8

■課税方法の種類と確定申告の有無

9

■所得税の源泉徴収

9

■住民税の特別徴収

9

課税所得と非課税所得

11

■「13種類」の課税所得と課税方法

11

■各種所得金額の計算

12

■非課税所得

16

非居住者(海外在住者)等に対する

所得税の課税

17

■非居住者等に対する所得税の

課税の概要

17

■非居住者に対する所得税の課税方法

18

## 2-2 所得税・住民税の計算の仕組み

20

■所得税・住民税計算の全体像

20

内部通算

23

損益通算

23

■総合課税の所得等の損益通算

24

■上場株式等の譲渡損失の損益通算

24

繰越控除

25

所得控除

25

税率

33

■総合課税の所得の税率

33

■分離課税の所得の税率

34

税額控除

35

極めて水準の高い所得に対する負担の適正化

(ミニマムタックス)

38

復興特別所得税

40

■復興特別所得税の源泉徴収

40

■復興特別所得税の申告納付

41

## 2-3 所得税・住民税の申告の仕組み

42

所得税の確定申告

42

■確定申告の義務がある人

42

■確定申告ができる人

43

■住民税・事業税に関する事項の記載

43

所得税の納付

45

住民税の申告

47

■住民税の申告が必要な人

47

■所得税と住民税は同じ課税方式を適用

47

## 2-4 上場株式等の所得の申告に伴う税・社会保険制度の留意点

48

社会保険料や扶養者の税金への影響

48

合計所得金額と総所得金額等への影響

49

各制度への影響

49



## 有価証券に対する課税の原則 3

51

## 3-1 「上場株式等」に対する課税の概要

52

「株式等」と「上場株式等」の範囲	52	■上場株式等の配当所得に対する課税の概要	55
「上場株式等」に対する課税の概要	53	■上場株式等の利子所得に対する課税の概要	56
■特定公社債と一般公社債	54		
■上場株式等の「譲渡所得等」に対する課税の概要	55		

## 3-2 上場株式等の譲渡所得等・配当所得・利子所得の計算

57

上場株式等の譲渡所得等の計算	57	■信用取引における所得計算	64
■(上場)株式等の譲渡益の所得区分	57	■割引債の償還時源泉徴収	65
■所得金額の計算の原則	58	■公社債のデフォルト損失が発生した場合	66
■株式等の取得価額	59	株式等の配当所得・利子所得の計算	67
■同一銘柄を複数回取得した場合の平均単価の算定	63	■株式等の配当所得の計算	67
		■株式等の利子所得の計算	67

## 3-3 損益通算・繰越控除と配当控除

68

上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得・利子所得の損益通算	68	■配当控除とは	70
上場株式等の譲渡損失の繰越控除	69	■課税総所得金額等が1,000万円を超える場合の配当控除の計算	71
配当控除	70		

## 3-4 みなし配当・組織再編等の税制上の扱い

77

みなし配当	77	■増資・株式分割等による株式数の増減	82
■みなし配当とは	77	■組織再編	83
■「みなし配当」と「資本の払い戻し部分」の按分	78	■自社株対価の買収	86
■「みなし配当」と「資本の払い戻し部分」の計算と課税	79	投資信託・上場REITにおける「元本の払い戻し」と取得価額の修正	87
コーポレートアクション・組織再編の税制上の扱い	82	■追加型株式投資信託における元本払戻金(特別分配金)	87
		■上場REITにおける出資等減少分配	88

## 3-5 外国証券投資・外貨建取引・外国税に係る調整

89

外国税の徴収と二重課税の調整	89	外貨建取引の円換算	95
■外国での税金の概要	89	■外国証券の配当・利子の源泉徴収と円換算	95
■国内での外国税の調整	90	■外貨建て証券取引の譲渡所得の計算	96
■外国税額控除(外国籍商品に直接投資する場合)	90		
■分配時調整外国税相当額控除(国内籍商品を通じた外国投資の場合)	91		

## 3-6 有価証券投資と税務調査

98

告知と支払調書	98	支払通知書	101
■告知と本人確認	98	国外送金・国外証券移管等の告知と調書	101
■支払調書	98	異動調書	102

4-1 特定口座の仕組み 106

- 特定口座とは 106
- 源泉徴収ありの特定口座のメリットと  
注意点 107

4-2 特定口座の開設と上場株式等の受入れ、引出し 108

- 特定口座の開設手続き 108
- 他の口座からの上場株式等の移管 110
- 特定口座に入れることができる取得の方法 108
- 特定口座からの引出し 111

4-3 特定口座の諸手続き 112

- 源泉徴収の有無の変更 112
- 特定口座の廃止手続きと  
出国による廃止 114
- 配当所得・利子所得の受入れ 112
- 出国口座と帰国後の特定口座への  
再移管 114
- 配当所得・利子所得の受入れの開始・  
終了手続き 112
- 受入れ対象となる配当所得・利子所得 112
- 氏名・住所・営業所等の変更 114
- 特定口座の廃止と出国時の手続き 114

4-4 特定口座における所得計算と源泉徴収 115

- 特定口座における所得計算 115
- 譲渡損益に係る源泉徴収と還付 116
- 特定口座における取得日・  
収入すべき時期の特例 115
- 配当所得・利子所得に係る源泉徴収 116
- 特定口座内での所得計算の特例 115
- 年間の譲渡損と配当所得・  
利子所得との損益通算 116
- 源泉徴収ありの特定口座での  
源泉徴収と還付 116

4-5 特定口座年間取引報告書と特定口座の確定申告 118

- 特定口座年間取引報告書 118
- 確定申告の添付書類等 121
- 源泉徴収ありの特定口座と確定申告 118
- 源泉徴収ありの特定口座に配当所得・  
利子所得が受け入れられている場合 119

NISA (少額投資非課税制度) 5

5-1 NISAの改正概要と全体像(現行NISAと新しいNISA) 126

5-2 新しいNISA(2024年投資分～) 128

- 制度間の関係と現行NISA(一般NISA・つみたて  
NISA・ジュニアNISA)と共通する規定 128
- 対象となる取得の方法  
(買付けによる取得の場合) 133
- 口座と勘定の関係 128
- 対象となる取得の方法  
(コーポレートアクション発生時) 134
- 口座開設手続きと勘定の設定 130
- 年間投資限度額 135
- 勘定への金融商品の受入れ 131
- 生涯保有限度額 135
- 勘定の受入れ対象となる金融商品 131



譲渡所得・配当所得の取扱い	137	住所・氏名等の変更、出国時・死亡時の扱い	140
■非課税が適用される金融商品の譲渡	137	■住所・氏名等の変更	140
■各勘定から金融商品を払出した場合	137	■出国時の扱い	140
■非課税となる金融商品の配当・分配金	138	■口座開設者が死亡した場合 (相続・遺贈)	141
取扱金融機関の変更・口座廃止の手続き	139		
■勘定廃止	139		
■口座廃止	139		
<b>5-3 現行NISA(一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA)特有の規定</b>	<b>142</b>		
ジュニアNISA特有の仕組み	142	■非課税保有期間	146
■ジュニアNISAの口座開設	142	■現行NISAの各勘定の2023年末以後の 非課税期間満了時の扱い	147
■ジュニアNISAの口座・勘定の構成	143	■非課税保有期間の延長 (ロールオーバー)	148
■払出し制限と要件外払出し時の課税	144		
2023年末以後の非課税期間終了時の扱いと ロールオーバー	146		

## 資産形成にまつわる各種制度 6 149

<b>6-1 確定拠出年金</b>	<b>150</b>		
確定拠出年金とは	150	■確定拠出年金の拠出時・運用時の税制	152
確定拠出年金の税制	152	■確定拠出年金の給付時の税制	153
<b>6-2 財形貯蓄</b>	<b>156</b>		
財形貯蓄と税制の概要	156	財形年金・財形住宅において課税が 行われる場合	158
■財形貯蓄における公募投資信託の 換金時の税制の特例	157		
<b>6-3 マル優・特別マル優(障害者等非課税貯蓄制度)</b>	<b>159</b>		
マル優・特別マル優の概要	159	マル優・特別マル優の非課税枠の管理	160
■マル優貯蓄の種類と対象となる 有価証券	159		
<b>6-4 勤務先企業の株式に係る制度</b>	<b>161</b>		
ストック・オプション	161	■譲渡制限付株式 (リストラクテッド・ストック)	165
■税制適格ストック・オプション	161	■株式交付信託(ESOP)	166
■税制非適格ストック・オプション	162		
■有償ストック・オプション	164		
譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)・ 株式交付信託(ESOP)	165		
<b>6-5 エンジェル税制</b>	<b>167</b>		
エンジェル税制 (スタートアップ株式に係る特例)	167	■投資時点の優遇措置	168
		■株式売却時点の優遇措置	170

## デリバティブ取引と税金 7

173

-先物、オプション、FX-

<b>7-1</b>	<b>デリバティブ取引の税金の基本</b>	174			
■	デリバティブ取引の種類	174			
■	「先物取引の雑所得等」の対象となる デリバティブ取引の税金	175			
■	「先物取引の雑所得等」の対象とならない デリバティブ取引の税金	175			
■	損益発生日の基本的な考え方	175			
■	告知と本人確認	176			
■	支払調書	176			
<b>7-2</b>	<b>先物取引と税金</b>	177			
先物取引の仕組み	177	先物取引の税金	177		
■	株価指数先物取引の仕組み	177			
<b>7-3</b>	<b>オプション取引と税金</b>	179			
オプション取引の仕組み	179	■	有価証券指数等オプション取引の税金	179	
オプション取引の税金	179	■	有価証券オプション取引の税金	181	
<b>7-4</b>	<b>外国為替証拠金取引(FX)の税金</b>	184			
外国為替証拠金取引(FX)の税金	184	■	外国為替証拠金取引(FX)の税金	184	
■	外国為替証拠金取引(FX)とは	184			
<b>7-5</b>	<b>暗号資産デリバティブ取引の税金</b>	186			
暗号資産の税金	186	■	暗号資産デリバティブ取引とは	187	
■	暗号資産の税金	186	■	暗号資産デリバティブ取引の税金	187
暗号資産デリバティブ取引の税金	187				

## 様々な投資商品における課税の扱い 8

189

<b>8-1</b>	<b>ラップ口座の課税</b>	190		
ラップ口座とは	190	ラップ口座の税制上の留意点	190	
<b>8-2</b>	<b>非上場株式の課税</b>	193		
非上場株式の課税	193			
<b>8-3</b>	<b>様々な債券の課税</b>	194		
仕組債の税制の扱い	194	一般公社債の課税	196	
<b>8-4</b>	<b>様々な投資信託の課税</b>	197		
投資信託の分類	197	■	投資信託の課税上の分類	198
■	根拠法による分類	197	私募投資信託の課税	199
<b>8-5</b>	<b>外貨預金の課税</b>	200		
外貨預金の概要	200	外貨預金と税金	200	
<b>8-6</b>	<b>変額年金保険(投資型年金保険)の課税</b>	202		



変額年金保険の課税	202	■年金受取時の課税	203
■保険料支払時の税制	202	■解約時の課税	203
■運用中の税制	203	■被保険者死亡時の課税	204
<b>8-7 その他の投資商品の課税</b>	206		
預貯金と金融類似商品等の課税	206	金地金等の課税	206

## 相続税のABC 9 207

<b>9-1 相続税の仕組み</b>	208		
相続税の概要	208	■相続税の総額の計算(第三段階)	217
相続税の計算	211	■各相続人等の相続税額の計算(第四段階)	220
■課税価格の計算(第一段階)	211	■各相続人等の納付税額の計算(第五段階)	220
■課税される遺産総額の計算(第二段階)	216		
<b>9-2 相続税の申告と納税</b>	226		
延納	228	物納	230
<b>9-3 遺産分割の方法</b>	232		
遺言による遺産分割	232	協議分割	234

## 財産を贈与されたら 10 237

— 贈与税の話 —

<b>10-1 贈与税と二つの課税方法</b>	238		
納税義務者	238	暦年課税	244
贈与税の課税財産	241	相続時精算課税制度	246
■贈与税の課される財産	241	■相続時精算課税制度の仕組み	247
■贈与税の課されない財産	242	■住宅取得等資金の贈与の特例	248
<b>10-2 直系尊属からの贈与の贈与税非課税制度</b>	252		
3種類の非課税制度の概要	252	■口座内での運用	257
住宅取得等資金の非課税制度	253	結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度	257
教育資金の一括贈与非課税制度	255	■結婚・子育て資金支出額	258
■教育資金支出額	255	■贈与者死亡時の扱い	259
■贈与者死亡時の扱い	256	■契約終了時の扱い	259
■契約終了時の扱い	256	■口座内での運用	259
<b>10-3 生前贈与の方法による税額の違い</b>	260		
<b>10-4 贈与税の申告と納税・贈与の時期と認定</b>	266		
贈与税の申告と納税	266	贈与の時期と贈与の認定	267
延納の制度	266		



<b>11-1</b>	<b>相続税・贈与税の財産評価</b>	270
	相続税・贈与税の財産評価は時価が原則	270
<b>11-2</b>	<b>株式の評価</b>	271
	上場株式、気配相場等のある株式の評価	271
	■上場株式等の評価の原則	271
	■信用取引の建玉の評価	274
	取引相場のない株式の評価	275
	■取引相場のない株式の評価の概要	275
	■一般評価会社の場合	275
	■特定評価会社の場合	278
	■所有者が同族株主等以外の場合	279
<b>11-3</b>	<b>事業承継税制</b>	281
	非上場株式等についての相続税の納税猶予	282
	■円滑化法の認定の要件	283
	■事業の継続の要件	284
	■申告期限後5年経過後 (経営承継期間経過後)	284
	■他制度との併用など	287
	非上場株式等についての贈与税の納税猶予	287
<b>11-4</b>	<b>公社債、証券投資信託等の評価</b>	291
<b>11-5</b>	<b>不動産の評価</b>	295
	土地等の評価	295
	建物等の評価	299

不動産に関する税金 Ⅱ

<b>12-1</b>	<b>不動産取引と税金</b>	304
	不動産に関する税金のいろいろ	304
<b>12-2</b>	<b>不動産の取得・保有にまつわる税金</b>	305
	不動産取得税	305
	登録免許税	307
	住宅ローン減税	308
	■住宅ローン減税(原則)	308
	■各種改修の特例住宅ローン減税 (経過措置)	311
	投資型減税	311
	■投資型減税(認定住宅等)	311
	■投資型減税(各種改修)	312
<b>12-3</b>	<b>不動産保有時の税金</b>	313
	固定資産税と都市計画税	313
	■家屋の固定資産税	314
	地代・家賃収入の税金	315
	■不動産所得の計算	315
	■権利金等の税金	315
<b>12-4</b>	<b>不動産を譲渡したとき</b>	318
	一般の土地・建物等を譲渡したとき	318
	■土地・建物等の譲渡所得に関する 課税方法	318
	■譲渡所得金額の計算	319
	■譲渡所得の特例	320
	居住用財産を譲渡したとき	321

■ 居住用財産の譲渡所得に関する特例	321	■ 居住用財産などの譲渡による	
■ 居住用財産の買換えの特例	322	損失の取扱い	324

## 適切な申告納税を担保するための仕組み Ⅲ 327

<b>13-1</b> 申告納税と訂正の仕組み	328		
申告納税と訂正の仕組み	328	■ 刑事罰	331
申告忘れ・誤りと税金の時効	328	■ 税金と時効	332
■ 申告忘れ・申告の誤りがあったとき	328	利子税・延滞税	334
■ 加算税	330		
<b>13-2</b> 税務署への財産債務の申告と国外転出時みなし譲渡益課税	335		
国外財産調書制度・財産債務調書制度	335	■ 納税猶予制度	342
非居住者の金融口座情報の自動的交換	340	■ 帰国時等の課税取り消し	342
国外転出時みなし譲渡益課税の特例	340	■ 相続・贈与時のみなし譲渡益課税	343
■ 納税管理人と申告の方法	341		
<b>13-3</b> マイナンバー(個人番号)制度	344		
マイナンバー(個人番号)制度の概要	344	預貯金口座へのマイナンバーの紐づけ	347
証券取引等によるマイナンバーの利用	346		

## 付表・索引

付表・主な金融商品の課税一覧表(根拠条文付き)	348
用語50音順INDEX	352

## Check Point!・Q&A 一覧

C…Check Point! Q…Q&A

<b>2章 所得課税</b>	
C 退職所得に対する住民税の特別徴収	10
C 特定支出控除とは	14
C 所得金額調整控除	15
Q 同一生計とは	28
C 生命保険料控除の計算方法	29
Q 特定寄附金とは	30
Q 医療費控除の対象となる医療費	31
Q セルフメディケーション税制とは	32
Q 所得控除の順序	32
C 合計所得金額と総所得金額等	33
C ふるさと納税とは	36
C 外国税額控除	36
C 住民税非課税	38
Q 確定申告書の種類	44
C 国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税	46
<b>3章 証券税制</b>	
C 株式等を取得するために要した負債の利子	58
C ポイントを使用して株式等を購入した場合の取得価額	60



Q 取得価額がわからない場合	61	C 自己株式の取得に応じた場合の「みなし配当」の計算例	80
C 株式の取得形態と取得日	62	C 資本剰余金を原資とする配当が支払われた場合の「みなし配当」の計算例	81
C 繰越控除の計算例	69	C みなし外国税額控除	94
C 配当控除の計算例	72	Q 外国株式の売却代金を外貨で受け取り、その外貨で他の外国株式を購入した場合	96
Q 総合課税と申告不要の選択	73		
C 相続した非上場株式のみなし配当課税の特例	77		

#### 4章 特定口座

Q 「みなし取得費」で特定口座に受け入れた上場株式等の引出し	111	C 資本の払戻しがあった場合の確定申告	122
C 配当等の受取方法	113	Q 特定口座と配偶者控除等の関係	122
C 特定口座での源泉徴収と還付の計算例	117	C 特定管理株式等の価値喪失に伴うみなし譲渡損の特例	123
Q 複数の証券会社で源泉徴収ありの特定口座を開設している場合の損益通算の方法	119		

#### 5章 NISA

Q NISAの各勘定から特定口座への移管	138	C 未成年者口座年間取引報告書	146
C 非課税口座年間取引報告書	141		

#### 6章 各種制度

C 確定拠出年金の加入可否・拠出限度額の改正	152	C エンジェル税制の適用条件	169
------------------------	-----	----------------	-----

#### 7章 デリバティブ

C カバードワラントの取引と税金	182	C NFTやFTを用いた取引と税金	188
C 証券CFD	185		

#### 8章 各種商品

C 他社株転換社債の課税の例	195	C 外貨建て保険料・保険金の計算	205
----------------	-----	------------------	-----

#### 9章 相続税

C 特定一般社団法人等への相続税の課税	209	C 相続税額の計算例	225
C 持ち戻しの対象となる生前贈与財産と経過措置	213	Q 相続税額が0でも申告が必要な場合	227
C 相続時精算課税制度と相続税	215	Q 遺産分割が申告期限までに行われない場合	227
Q 国外財産等が相続された場合	215	Q 相続税の連帯納付義務	228
C 被相続人に養子がいる場合の取り扱い	216	C 遺言と遺留分	233
Q 相続人である子などが既に死亡している場合	219	Q 遺産分割における預貯金の扱い	234
Q 様々なケースの法定相続分	219	C 相続した財産の名義書換え	235
Q 配偶者の税額軽減	223	C 相続放棄・限定承認とその効果	235

#### 10章 贈与税

C 持分の定めのない法人を利用した租税回避の防止	239	Q 募集株式引受権の贈与があったとみなされる場合	242
Q 国外財産等を贈与された場合	240	Q 夫婦間の居住用不動産等の贈与と配偶者控除	245
Q 著しく低い価額で財産の譲渡を受けた場合	241		

- Q 相続時精算課税制度の適用を受けた財産について遺留分侵害額請求を受けた場合 — 251
- C 連年贈与とは — 264
- Q 名義書換えと贈与の認定 — 267
- Q 夫婦間の金銭貸借 — 268
- Q 親の敷地に家を建てた場合 — 268

## 11章 財産評価

- C 相続時精算課税制度の適用を受けた財産の評価 — 270
- C 行き過ぎた節税の否認 — 270
- C 権利落等がある場合の特例 — 272
- C 種類株式の評価方法 — 274
- C 猶予税額の計算 — 285
- C 個人版事業承継税制 — 289
- Q 小規模宅地等の特例 — 296
- C 定期借地権等の目的となっている貸宅地 — 299
- C 土地・家屋等の負担付贈与や低額譲渡の特例 — 300
- C 配偶者居住権の税制上の扱い — 301
- Q マンションの評価額 — 302
- Q 外貨建資産等の円換算 — 302

## 12章 不動産

- Q 負債の利子が不動産所得の赤字に含まれている場合の損益通算 — 316
- C 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例 — 317
- C 空家に係る譲渡所得の特別控除 — 322
- Q 譲渡資産の取得費がわからない場合 — 326
- Q 相続等により取得した土地・建物等の取得日および取得費 — 326
- C 譲渡した不動産が相続等により取得したものである場合の取得費加算の特例 — 326

## 13章 納税環境

- Q 国税の滞納処分・換価の猶予 — 332
- Q 税務署の結論に不服があるとき（納税者の権利救済の仕組み） — 333
- C 公金受取口座登録制度 — 347

法人投資家の税金については、「法人投資家のための証券投資の会計・税務」をご参照下さい。

本書は2023年5月31日現在の法令等に基づいて作成しています。作成においては万全を期しておりますが、投資の決定または税務申告等におかれましては、ご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。



## 1

## 2023年度税制改正で 税金はこう変わる

本章では、2023年度税制改正について解説します。

1-1では、2023年度税制改正に盛り込まれたNISAの抜本的な拡充、超高所得者の税負担の適正化、相続・贈与税の改正などについて解説します。

NISAの抜本的な拡充については、①制度実施期間・非課税保有期間の無期限化、②年間投資上限の枠拡大と一般・つみたての併用、③生涯保有限度額の設定、④投資対象の制限の4点を解説します。

1-2では、今後の税制改正の見通しとして、防衛財源の確保や私的年金の税制などについて解説します。

# 2023年度税制改正

## 個人所得課税

### ▶ NISA制度の抜本的拡充・恒久化

2023年度税制改正により、中間層の安定的な資産形成を実現するためにNISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充が行われ、2024年投資分から「新しいNISA」に移行されます。「新しいNISA」の主な改正点は、①制度実施期間・非課税保有期間の無期限化、②年間投資上限の枠拡大と一般NISA・つみたてNISAの併用、③生涯保有限度額の設定、④投資対象の制限の4点です（[126ページ参照](#)）。

制度の実施期間については、2023年度税制改正前は、一般NISAでは2023年まで、つみたてNISAでは2042年まで実施予定（投資可能）で、一度購入した商品を非課税で保有できる期間も、一般NISAでは5年、つみたてNISAでは20年と有限となっていました。

2023年度税制改正後は、法律上のNISAの制度実施期限の定めがなくなりました。また、2024年投資分からの「新しいNISA」においては、非課税保有期間も無期限と

なりました。すなわち、「新しいNISA」で購入した株式や投資信託は、（今後の法改正がない限り）いつまでも保有でき、その間の配当・分配金は全て非課税、いつ譲渡しても譲渡益非課税となります。また、「新しいNISA」においては、非課税期間が無期限化するため、ロールオーバーという制度はなくなります。

投資上限については、2023年投資分までの現行NISAは、年間投資限度額120万円の一般NISAか、年間投資限度額40万円のつみたてNISAのいずれかの選択制です。

これに対し、2024年投資分からの「新しいNISA」では、つみたてNISAの機能を持つ「つみたて投資枠」と、一般NISAを踏襲する「成長投資枠」の2本建てとなり、年間限度額は、つみたて投資枠が120万円、成長投資枠は240万円となります。つみたて投資枠と成長投資枠は併用可能で、合計で年360万円まで投資可能となります。



## ▶ 現行NISAと新しいNISAの制度概要（2023年度税制改正後）

	現行NISA（2023年投資分まで）			新しいNISA（2024年投資分～）		
	ジュニアNISA	一般NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠	
対象年齢	18歳未満		18歳以上			
制度間の関係	一般NISAかつみたてNISAのいずれかを選択			成長投資枠とつみたて投資枠の両方を併用可能		
投資対象	上場株式、公募株式投信、上場REIT、ETF等の全般		金融庁に届出された長期投資に向く公募株式投信、ETFのみ	上場株式、公募株式投信、上場REIT、ETF等のうち一部銘柄を除外 <sup>(注)</sup>	金融庁に届出された長期投資に向く公募株式投信、ETFのみ	
投資手法	自由		積立投資のみ	自由	積立投資のみ	
制度実施期間 (投資可能な期間)	2023年末まで			無期限		
非課税保有期間	5年間 (18歳に達するまでの延長あり)	5年間	20年間	無期限		
非課税枠 (投資上限)	年間投資 限度額	80万円	120万円	40万円	240万円	120万円
		併用は不可			併用すれば合計360万円	
	年間投資限度額は売却しても復活しない					
生涯保有 限度額	生涯保有限度額の設定なし (現行NISAの保有額は生涯保有限度額の計算対象に含めない)			【新しいNISA】全体で1,800万円		
				1,800万円の 内枠で1,200万円	(1,800万円全額 つみたて投資枠 利用可)	
簿価残高で計算 (売却したら復活する)						
払出し制限	あり		なし			

(注) 整理銘柄・監理銘柄および信託期間20年未満の投信、レバレッジ投信、毎月分配型投信については対象から除外されます。

また、「新しいNISA」では、非課税保有期間の無期限化を受け、累計投資額が青天井となり富裕層優遇となることがないよう、生涯保有限度額が設定されます。生涯保有限度額とは、「新しいNISA」で保有する上場株式等の簿価残高につき、生涯にわたり、「新しいNISA」の全体（つみたて投資枠と成長投資枠の合計）で1,800万円、成長投資枠はNISA制度全体の枠として1,200万円の上限を設けるものです。

投資対象の制約については、2023年投資分までの現行NISAでは、つみたてNISAにおいては投資対象が長期投資に適し金融庁に届出がされた公募株式投信とETFのみに限定されていましたが、一般NISAにおいては上場株式やETF、公募株式投信、上場REITなどであれば、銘柄の特性や商品性にかかわらず投資対象となっています。

2024年投資分からの「新しいNISA」では、一般NISAを踏襲する成長投資枠に



においても、上場株式や上場REITについては整理・監理銘柄が除外され、公募株式投信やETFにおいても①信託期間が無期限または20年以上、②ヘッジ目的以外でデリバティブを用いない、③決算期間が1ヵ月以下でない、の3点の条件をいずれも満たす商品に限定されます。つみたて投資枠の対象商品は、つみたてNISAと同じです。

### ▶ スタートアップ等への再投資に係る非課税措置

スタートアップの育成を目的として、保有株式の譲渡益を元手に起業した場合、その出資額のうち20億円を上限として譲渡益に課税を行わない措置が創設されます。具体的には、設立以後1年未満の中小企業者であること、販売費及び一般管理費の出資金額に対する割合が100分の30を超えることなど、複数の適用要件を満たす企業は、優遇措置の対象となります。

個人が保有する株式を売却し、企業初期(プレシード・シード期)のスタートアップへ再投資を行った場合においても、その再投資分につき、スタートアップ起業支援と同様に、20億円を上限として株式

譲渡益が非課税となります。

また、エンジェル税制のうち、投資額からの寄付金控除措置については、一定の条件を満たす場合に外部資本要件を1/6以上から1/20以上に引き下げるなど、要件が緩和されます(□170ページ参照)。

### ▶ 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化(ミニマムタックス)

税負担の公平性の観点から、2025年分の所得以降について極めて高い水準の所得に対して追加課税制度が導入されます。この制度では、基準所得金額が3.3億円超の納税者において、3.3億円超の部分の所得に対する所得税額の割合が22.5%を下回る場合に、22.5%との差分が追加課税されます。この追加納税措置を本書ではミニマムタックスとよびます。

課税の対象となるか否かは、各納税者の所得構成により異なります。ミニマムタックスの課税の対象となる場合、通常は申告不要である上場株式等に係る配当所得・利子所得、および源泉徴収ありの特定口座における上場株式等の譲渡所得等についても、確定申告する必要があります(□38ページ参照)。

## 資産課税

### ▶ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度についての見直し

教育資金の一括贈与非課税制度および結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度はいずれも2023年3月31日が適用期限となっていました。2023年度税制改正では節税的な利用を防ぐための見直しを行った上で、教育資金の一括贈与非課税制度は3年、結婚・子育て資金の一括贈

与非課税制度は2年、適用期限が延長されました。

教育資金の一括贈与税非課税制度について、制度利用後に贈与者が死亡した場合、従来制度では原則として管理残額は相続財産に持ち戻して課税の対象となり、受贈者が23歳未満である場合等にはそれが免除されていました。2023年4月1日以後の贈与については、当該贈与者の死亡に関わるすべての相続人等の相続税の



課税価格の合計額が5億円を超える場合には、受贈者が23歳未満の場合等であっても相続財産に持ち戻し課税の対象となります（[□256ページ参照](#)）。

教育資金の一括贈与非課税制度および結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度では、従来制度においては、受贈者が30歳（教育資金）または50歳（結婚・子育て資金）に達した場合等で契約終了となり、管理残額に贈与税が課される際は、特例贈与財産（直系尊属から18歳以上の者への贈与）として扱われ低い税率が適用されていました。

2023年4月1日以後の贈与については、契約終了時に管理残額がある場合は、一般贈与財産（特例贈与財産以外の贈与）として扱われ、特例贈与財産より高い税率が適用されます（[□257、259ページ参照](#)）。

### ▶ 相続時精算課税制度についての見直し

資産移転の時期の選択に関わらず中立的な税制を整備することを目的として、2024年1月1日以後に相続時精算課税制度を適用して贈与した財産について、年

間110万円までの基礎控除が認められます。これにより相続時精算課税が適用される贈与について、基礎控除以下の贈与財産については贈与税の申告が不要となります。また、相続税の計算の際には、相続時精算課税の基礎控除適用分は相続税の課税対象となりません（[□246ページ参照](#)）。

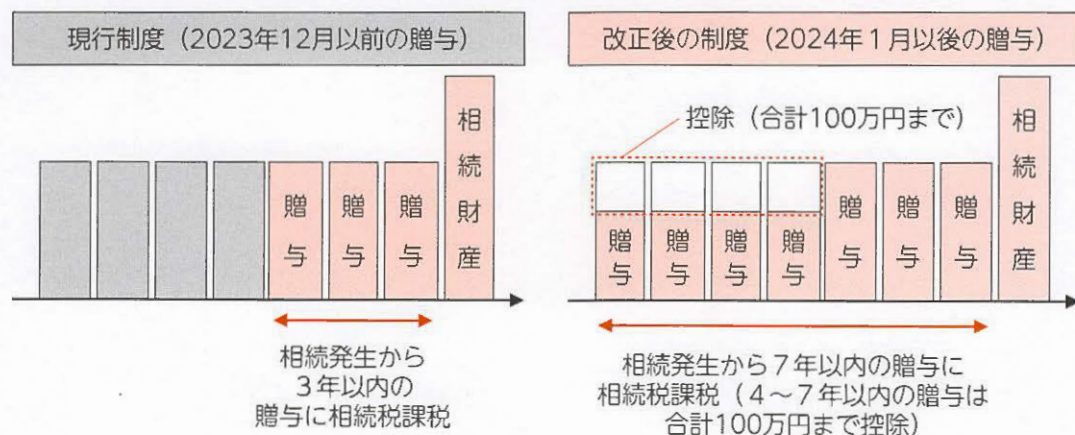
相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害によって一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税対象の土地・建物の評価額を再計算することができます（[□213ページ参照](#)）。

### ▶ 暦年課税における相続前贈与の持ち戻し期間延長

資産移転の時期の選択にかかわらず中立的な税制を整備することを目的として、暦年課税における相続前贈与の相続財産への持ち戻し期間が3年から7年に延長されます。ただし、延長された4年間に受けた贈与のうち、合計100万円までは相続財産に加算されません（[□213ページ参照](#)）。

これらの改正は2024年1月1日以後の贈与から適用されます。

### ▶ 現行制度と改正後の暦年課税における相続前贈与の相続財産への持ち戻し期間





# 今後の税制改正の見通し

## 防衛財源の確保

### ▶ 所得税における新たな付加税および復興特別所得税の引下げ・延長

政府・与党は、防衛費の安定的な財源確保を目的として、2027年度に向けて、複数年かけて段階的に税制措置を行う方針です。

所得税については、復興特別所得税の税率の税率を引き下げるとともに、その引下げ分に相当する新たな課税が行われる予定です。復興特別所得税の課税期間は、現在、2037年までとなっていますが、復興財源の総額を確実に確保するために必要な期間に延長される予定です。

## 私的年金の加入年齢の見直し

### ▶ iDeCoの加入年齢引き上げ

政府・与党は、老後の資産形成や多様な働き方への対応を目的として、2025年度に向けて、個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入対象年齢の上限を引き上げる方針

を示しています。

現行制度では、公的年金制度への加入を条件に65歳未満まで加入が認められています。加入の対象年齢を70歳未満まで引き上げることが検討されています。



## 2

# 所得税・住民税の基礎知識

個人の所得には、国から所得税、地方自治体から住民税が課されます。

所得税や住民税の課税対象となる所得には、給与、事業によるもの、公的年金などのほか、証券投資を行った際の利子・配当・譲渡益なども含まれます。ただし、所得の種類によって、損益を通算できる範囲、税率、確定申告の有無などが異なるなどの違いがあります。

また、「所得」は税だけでなく、社会保険料や医療費の自己負担などを決定する際にも参照されていますので、証券投資による利益がこれらに影響することもあります。

第2章では、所得税と住民税の計算から申告と納税までの全体像を紹介し、証券投資家として押さえておきたいポイントを解説します。

所得の種類	課税主体	税率
給与所得	国	5%～20%
事業所得	国	5%～35%
不動産所得	国・地方自治体	5%～20%
雑所得	国	20%



# 所得税・住民税の 課税対象となる「所得」

## 所得税・住民税とは

### 所得税とは

所得税は、「**個人の1年間の所得**」に対して課される国の税金です。この「個人の1年間の所得」という言葉は次の3つの意味を持っています。

- ①課税の単位は「個人」であり、同じ世帯の人であっても、個人ごとに課税されます。
- ②所得計算の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの「1年間」です。

③課税の対象は「所得」です。所得とは、収入金額から必要経費を差し引いたものです。

ここでいう「収入」は現金によるものに限らず、現金以外の物や権利その他のあらゆる経済的な利益について原則として金銭に換算して収入とします。

原則として、個人は各年の所得につき、翌年3月15日までに確定申告書を作成し、所得税を納める必要があります。

### 住民税とは

住民税は、原則として「**個人の前年の所得**」に対して**所得割**が課税され、毎年1月1日時点で住所を有する都道府県と市区町村に対して納めます。所得税と住民税所得割では課税の時期が1年ずれています。

また、住民税には一定基準以上の所得がある人全員に均等に課税される均等割もあります。ほとんどの自治体では地方

税法に定められた標準税率による課税を行っていますが、条例により標準税率とは異なる税率を設定している自治体もあります。

なお、2024年度以後は、均等割と併せて森林環境税（国税）が年額1,000円徴収されることとなりますが、徴収税額の総額は変わりません。

#### ▶均等割の標準税率

	2014年度～2023年度	2024年度以後
市町村民税・特別区民税	年額3,500円	年額3,000円
道府県民税・都民税	年額1,500円	年額1,000円
森林環境税（国税）	—	年額1,000円

住民税の課税対象となる「所得」は原則として所得税と同じです。市区町村は所得税の確定申告書に記載された情報や勤務先から提出される情報などをもとに

都道府県分も含めた所得割と均等割の税額を計算し、個人に通知します。個人はそれに基づいて住民税を納付します。



## 課税方法の種類と確定申告の有無

所得税・住民税の課税方法には**総合課税**と**分離課税**があります。総合課税は個人の各所得を合計して課税する方法で、分離課税は特定の所得について他の所得と分離し、別途税額を計算して課税する方法です。総合課税が原則で、分離課税は例外という扱いになります。

総合課税の所得は確定申告を行うことが原則ですが、給与所得・公的年金の雑所得などは源泉徴収のみで課税関係を終了できる場合があります。

分離課税は**申告分離課税**と**源泉分離課税**に分かれます。源泉分離課税は支払いを受ける際に税金が源泉徴収され、それで課税関係が終了します。

申告分離課税は原則として確定申告が必要となりますが、上場株式等の配当所得・利子所得、および源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等については支払いを受ける際の源泉徴収のみで課税関係を終了することもできます。

### ▶ 所得税・住民税の課税方法

課税方法		確定申告	例外として確定申告が不要になる場合
総合課税		原則として必要	給与所得、公的年金の雑所得などで一定の要件を満たす場合
分離課税	申告分離課税	原則として必要	上場株式等の配当所得・利子所得、源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等
	源泉分離課税	不可	

## 所得税の源泉徴収

所得税は申告納税が原則ですが、給与所得、配当所得、利子所得など一部の所得については、それらを支払う者があらかじめ所得税を差し引いて国に納付することがあります。これを源泉徴収と呼びます。

総合課税および申告分離課税の所得について源泉徴収された所得税は前払いにすぎません。最終的には、1年が終わっ

た後に、確定申告により納めるべき税額が確定します。確定した税額から納付済みの源泉徴収税額を差し引いた残額が確定申告時に納付すべき税額となります(マイナスとなる場合は源泉徴収された税額が還付されます)。

他方、源泉分離課税の所得については、源泉徴収のみで課税関係が完結するため、確定申告の対象とすることはできません。

## 住民税の特別徴収

### ▶ 所得割と均等割

住民税(所得割と均等割)は納付書により納める**普通徴収**が原則で、納税者は原則として、前年所得に基づく住民税額

を6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて金融機関の窓口や口座振替などで支払います。

ただし、給与所得者については原則と



して毎月の給与から天引きにより6月から翌年5月の12回に分けて、(遺族・障害年金を除く) 公的年金受給者については2ヵ月に一度支給される公的年金からの天引きにより4月から翌年2月の6回に分けて徴収されます(特別徴収)。

給与所得者で給与以外の所得がある場合は、給与以外の所得に係る住民税について、給与からの特別徴収で納めるか納付書による普通徴収で納めるか、所得税の確定申告時に選択することができます。普通徴収で納める場合、給与以外で確定申告した所得(例えば株式譲渡所得、配当所得、不動産譲渡所得など)について勤務先に通知されることはありません。

給与や年金からの所得税と住民税の天引きは一見同じもののように見えますが、所得税の源泉徴収はいま支払われた給与や年金に係る所得税額を暫定的に前払いしているもので、後に年末調整や確定申告によって調整が行われます。これに対し、住民税の特別徴収は前年所得をもとに確

定した税額を、いま支払われる給与や年金から後払いを行っているという違いがあります。

### ▶ 利子割・配当割・株式等譲渡所得割

預貯金や一般公社債の利子など、源泉分離課税が適用される利子所得の特別徴収(住民税利子割)は、所得税と同様にその特別徴収のみによって課税関係が完結します。

上場株式等の配当所得および利子所得に対する特別徴収(住民税配当割)と源泉徴収ありの特定口座における上場株式等の譲渡所得等に対する特別徴収(住民税株式等譲渡所得割)は所得税と同様に、源泉徴収のみで課税を完結し申告不要とすることもできますし、申告することもできます。申告した場合、住民税所得割の課税対象となり、特別徴収済みの配当割・株式等譲渡所得割は納めるべき所得割および均等割から控除され、控除しきれない金額は還付されます。

## 退職所得に対する住民税の特別徴収



住民税所得割は、原則として前年所得課税が行われますが、退職所得については、退職金の支給時に特別徴収が行われ、課税が完結します(これを現年分離課税といいます)。

退職所得に対する住民税の特別徴収額は、下表の計算式により算出されます(退職所得金額については□13ページを参照)。

### ▶ 退職所得に対する住民税の特別徴収額

	特別徴収額の計算式
市町村民税・特別区民税	退職所得金額×6%
道府県民税・都民税	退職所得金額×4%

※ いずれも100円未満の端数は切捨てとなります。